

審査機関の皆様におかれましては、低炭素建築物認定制度の円滑な運用のため、以下の事項にご注意いただきますよう、よろしく願いいたします。

1 審査機関による技術的審査の対象について

名古屋市の場合、基本方針（緑地の保全への配慮）及び資金計画についても審査機関による技術的審査の対象となります。それらの審査がなされていないと、技術的審査の全てを名古屋市に提出する場合と同じ認定申請手数料を申請者が負担することになりますのでご注意ください。

2 緑地の保全への配慮に関する添付書類について

緑地の保全への配慮については、該当する制度の許可書等を添付することとしています（「低炭素建築物新築等計画の認定申請の手引き」参照）。添付された書類についてお尋ねになりたい場合などは、建築指導課又は当該制度担当課までお問合せください。

（緑地の制度名・担当課名・電話番号の一覧）

制度	担当課係	電話番号
特別緑地保全地区	緑政土木局緑地維持課	052-972-2465
風致地区	民有地緑化係	
緑化地域 及び 緑のまちづくり条例 による緑化率の規制		
生産緑地地区	緑政土木局都市農業課農政係	052-972-2463
緑地協定	緑政土木局緑地利活用課運営係	052-972-2492
建築協定	建築指導課市街地建築係	052-972-2918
都市計画施設である 緑地・公園・墓園	都市計画課都市計画係	052-972-2714

3 推奨様式の使用について

「設計内容説明書」については、名古屋市推奨様式を使用し作成くださいますようお願いいたします。また、「低炭素建築物認定申請内容確認票」は名古屋市の申請受付時に使用する書類ですが、必要に応じご活用ください。

4 適合証等に関する問合せについて

適合証等について、名古屋市から審査機関に問い合わせを行う場合がありますので、ご了承ください。

5 登録建築物調査機関の皆様へ

初めて名古屋市内の物件を扱う際には、あらかじめ建築指導課までご連絡いただきますようお願いいたします。「業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないもの」について確認させていただく場合があります。